P１

社会保障審議会障害者部会

第87回（H29.11.22）

資料１

新サービスの基準について

P2

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第９回（H29.９.13）

第13回（H29.10.31）

資料１（一部加工）

就労定着支援に係る報酬・基準について
≪論点等≫

P3

第80回部会資料

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

○　就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。

○　このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

○　就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

○　障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。

○　具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

図略

P4

第85回部会資料

就労定着支援の創設についての検討事項

概要

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして、就労定着支援を創設する。

法の条文

第五条

十五　この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として①厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の③厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

（対象者）　生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者

具体的内容②

（サービスの利用期間）　３年間（１年ごとに支給決定期間を更新）

具体的内容③

（サービスの内容）障害者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため

➀事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整（法定事項）

②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

P5

就労定着支援の報酬・基準に係る論点

就労定着支援に係る論点

論点１　サービス対象者の要件

　論点２　指定要件・支援内容

　論点３　サービスの利用開始時期（契約時期）

　論点４　基本報酬・加算

　論点５　サービスの従事者の要件

　論点６　サービスの設備基準

　論点７　定員

　論点８　自立生活援助・訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

P6

【論点１】　サービス対象者の要件

○　一般就労した障害者の職場定着を推進する観点や、就職した障害者本人に課題解決が必要であることの理解が乏しい傾向にあることを踏まえ、サービスの対象者の要件をどのように考えるか。

○　就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労系障害福祉サービス等」という。）を利用して一般就労した障害者に対してサービスを提供する訓練等給付と位置づけられているが、一般就労した障害者の職場定着を推進する観点から、一般就労後、暫定支給決定を経ずに利用できる仕組みとしてはどうか。

○　また、支給決定についても、就職した障害者本人に課題解決が必要であることの理解が乏しい傾向にあるという調査結果がでていることや、職場定着を推進する観点から、本人が利用を拒む場合以外は、対象者に関する要件を設けず、就労系障害福祉サービス等の利用を経て一般就労した障害者は広く利用できる仕組みとしてはどうか。

○　就労定着支援施行以前に就職した者についても、就労系障害福祉サービス等の利用を経て一般就労後３年未満である場合は、利用できる仕組みとしてはどうか。

P7

【論点２】　指定要件・支援内容

○　就労定着支援事業の提供主体の指定要件、最低限実施すべき支援内容について、具体的にどのように考えるか。

○　過去３年において毎年１人以上又は平均１人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業所（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所）としてはどうか。

○　就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、現に利用している者の数を●で除した数以上としてはどうか。

○　就労定着支援事業者は、利用者に対して就労定着支援を提供する場合、一月に１回以上、利用者との対面により行うとともに、一月に１回以上、障害者を雇用した事業所への訪問等により利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならないこととしてはどうか。

P8

【論点３】　サービスの利用開始時期（契約時期）

○　職場への定着支援を推進するという観点を踏まえ、サービスの利用開始時期をどのように考えるか。

○　就労移行支援及び就労継続支援の利用を経て一般就労した者については、６か月間の職場への定着支援の（努力）義務期間を経過した後に、サービスの利用を開始することとしてはどうか。

○　生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労した者については、新たに生活介護・自立訓練に職場定着支援への努力義務規定を運営基準に設けた上で、６か月間の職場への定着支援の努力義務期間を経過した後に、サービスの利用を開始することとしてはどうか。

○　最大３年間の就労定着支援期間の終了前後には、本人が希望する場合、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎを行う旨を運営基準に規定してはどうか。

＜サービスの利用開始時期と定着支援のイメージ＞

図略

P9

【論点４】　基本報酬・加算

* 職場への定着実績に応じて基本報酬にメリハリをつけてはどうか。
* 一定の要件を満たす転職の場合は、就労が定着しているものとして評価してはどうか。

　　 また、一定の要件を満たす離職の場合は就労定着率の計算から除いてはどうか。

○　支援期間（最大３年間）の就労定着率（就労定着者数÷過去３年の利用者数）に応じたメリハリのある基本報酬を設定してはどうか。

○　離職から１か月以内に他の企業への就職が決まった場合は、就労が定着しているものとみなしてはどうか。（支援期間は、最初の利用から最大３年間とし、１回の転職に限る。）

○　障害者を雇用する事業所での障害者虐待防止法上の障害者虐待事案が生じた場合で、本人が離職を希望する場合又は就職先企業が倒産した場合の離職支援については、就労定着率の計算から除いてはどうか。

【就労定着支援の基本報酬イメージ(案)】

図略

P10

【論点４】　基本報酬・加算

○　新規事業所の基本報酬体系の適用はどのように考えるか。

○　就労定着支援は一般就労への移行実績のある事業所が新たに指定され実施することから、過去３年の就労定着実績を用いて、基本報酬を適用してはどうか。

○　就労定着支援の利用期間（最大３年間）の経過後、利用者は障害者就業・生活支援センター等による定着支援を利用することもあるが、障害者就業・生活支援センター等の要請がある場合は、協同して支援を行うことを就労定着支援事業者に義務づけてはどうか。また、協同支援を実施することで、職場への定着を図ることを評価する仕組みを設けてはどうか。

○　利用期間経過後も、障害者の希望に応じて障害者就業・生活支援センター等と協同して支援を行うことを促すため、利用期間終了後の定着実績に応じた加算を設けてはどうか。

○　加算の期間は利用終了後３年間とし、現行の評価基準よりも厳しい水準を求めた上で評価する仕組みとしてはどうか。

P11

就労移行支援と就労定着支援の報酬の関係について（イメージ案）

○　就労移行支援事業の基本報酬を実績に応じて段階的に設定することも踏まえ、就労移行支援（一般就労の移行実績）と就労定着支援（職場定着実績）の両者が高実績である場合の報酬が、現行の就労移行支援の基本報酬及び就労定着支援体制加算を受けている場合と同程度以上の報酬水準となるよう設定することとしてはどうか。

図略

P12

【論点５】　サービスの従事者の要件

○　就労定着支援で行うサービス内容を踏まえ、従事者の要件をどのように考えるか。

○　就労系障害福祉サービスで配置すべきサービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員、就労支援員については現在、資格要件は定められていない。

○　こうした中、職場定着支援を積極的に行い、定着実績を上げている就労移行支援事業所等も存在することから、就労定着支援に配置する人員についても、資格要件を定めないこととしてはどうか。

○　また、職員配置は複数の職員が柔軟に利用者にかかわることができるようにするとともに、就労移行支援事業所等の従業員が引き続き支援することができるようにするため、常勤換算方法で配置することとしてはどうか。

○　その際、利用者数が少ない場合でも参入できるように、常勤換算方法１未満での配置も可能とすることを検討してはどうか。

P13

【論点６】　サービスの設備基準

○　就労定着支援で行うサービス内容を踏まえ、設備基準をどのように考えるか。

○　就労系障害福祉サービス等は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなくてはならないこととなっている。（就労継続支援は、訓練・作業室はサービスの提供にあたって支障がない場合は設けないことも可能。）

○　また、就労系障害福祉サービス等のこれら設備は、利用者の支援に支障がない場合は兼用も可能となっている。

○　就労定着支援の提供主体は、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を運営している指定事業者が設置主体となり、相談室は設けられていることから、特段の設備基準は設けないこととしてはどうか。

P14

【論点７】　定員

○　就労定着支援で行うサービス内容を踏まえ、定員をどのように考えるか。

　○　就労系障害福祉サービス等は運営規程に利用定員を定めることになっているが、

　　就労定着支援は相談、指導、助言等を行うサービスであり、実績のある事業所による

　　職場定着支援を一層促進する観点からも、利用定員は定めないこととしてはどうか。

P15

【論点８】　自立生活援助・訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

○　就労定着支援と自立生活援助・訪問型自立訓練（生活訓練）の併給をどのように考えるか。

○　就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることから、自立生活援助との併給は認めないこととしてはどうか。

○　また、就労定着支援の支援内容は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととしてはどうか。

P16

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第８回（H29.９.６）

資料１（抜粋）

自立生活援助に係る報酬・基準について

≪論点等≫

P17

第80回部会資料

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

○　障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。

○　このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

○　障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

○　定期的に利用者の居宅を訪問し、

・　食事、洗濯、掃除などに課題はないか

・　公共料金や家賃に滞納はないか

・　体調に変化はないか、通院しているか

・　地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

○　定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

図略

P18

第85回部会資料

自立生活援助の創設についての検討事項

概要

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスとして、自立生活援助を創設する。

法の条文

第五条

十六　この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の①厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の③厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

具体的内容①

（対象者について）　ＡかつＢ

Ａ　定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

Ｂ　居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上 での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

※具体的な対象者

　　（１）障害者支援施設等の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入

　　　　 院していた者　※退院等から３ヶ月以内の者に限る。

　　（２）現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

　　（３）その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能と判断される者

 ※（２）・（３）は現に地域生活をしている障害者

P19

具体的内容②

（サービスの利用期間について）

　１年間

※利用期間終了後について、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合には更新を可能とする。

具体的内容③

（サービスの内容について）

（１）定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問

（２）相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握

（３）必要な情報の提供及び助言並びに相談

（４）関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整

（５）その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

※施設入所支援等からの退所又は精神科病院等からの退院後、一人暮らしを始める障害者ついて、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとする。

P20

自立生活援助の報酬・基準に係る論点

自立生活援助に係る論点

論点１　サービスの対象者像

　論点２　定期訪問のマネジメント

　論点３　随時対応のための体制

　論点４　職員配置

　論点５　基本報酬、加算

　論点６　他のサービスとの関係

P21

【論点１】　サービスの対象者像

○　障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などの理解力、生活力等を補う観点から支援を行うサービスであることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。

○　障害者支援施設等から一人暮らしに移行して間もない知的障害者や精神障害者等について、障害者本人の理解力、生活力を補うことにより、一人暮らしを継続できる生活環境を整備するという観点から、主に軽度の障害者の地域定着を図ることを前提とした制度とすべきではないか。

○　訓練等給付費に位置づけられていることから、障害支援区分による制限は行わず、サービスの対象者は障害支援区分全般としてはどうか。

【論点２】　定期訪問のマネジメント

○　利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、定期訪問のタイミングや回数等をどのように考えるか。

○　定期的な巡回訪問については、週１～２回行う想定であるが、利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、自立生活援助事業所がタイミングや回数等を決定するためのマネジメントを行う必要があるのではないか。

P22

【論点３】　随時対応のための体制

○　利用者からの相談内容に対し随時の対応を行うため、連絡体制の確保をどのように考えるか。

○　利用者からの相談内容に対し随時の対応を行う職員には、直ちに利用者の状態を把握し、電話等での相談対応を行うほか、適時適切なサービスへの依頼・報告により、課題の解決を図ることが求められる。

○　自立生活援助の職員には、国家資格等の資格要件は課さないが、利用者の状態を適切に把握する者が担当しつつ、例えば、医療ニーズ等を有する場合にはかかりつけ医や看護師からの助言が得られるような体制を確保する等、適時適切なサービスを速やかに提供できる常時の連絡体制を確保すべきではないか。

【論点４】　職員配置

○　人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員配置をどのように考えるか。

○　人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員が、他の障害福祉サービスとの兼務について柔軟に対応できる仕組みとするべきではないか。

○　特に、夜間においてはサービス提供の頻度は低い一方、常時の連絡体制を確保することは自立生活援助事業所の職員にとって負担感が強いため、他の24時間対応の障害サービス事業所（グループホームや入所施設等）との兼務を検討するべきではないか。

○　サービス管理責任者の配置については、事業所に利用者が不在となる場合があることを想定しているグループホームのサービス管理責任者と同じ基準としてはどうか。

P23

【論点５】　基本報酬、加算

○　自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。

○　自立生活援助で行うサービスは、利用者の日々の心身の状態にあわせてサービス量が変化するものであり、医療機関等や近隣住民との関係構築などのインフォーマルを含めた生活環境の整備は、時間単位で評価することが難しいものである。

○　よって、自立生活援助の基本報酬は、地域移行支援や地域定着支援と同様、一月あたり定額（包括報酬）としてはどうか。

○　障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を促進するため、これから移行する者と既に地域生活している者ごとに基本報酬を設定してはどうか。また、他の標準利用期間が設定されているサービスを参考に報酬の減算についても検討してはどうか。

○　また、社会福祉士・精神保健福祉士による良質な支援体制や、アセスメント等に時間を要する利用開始月の支援、医療機関や行政機関に同行して行う支援等について評価するかどうか。

【論点６】　他のサービスとの関係

○　自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、他のサービスとの関係をどのように考えるか。

○　自立生活援助事業所と計画相談支援事業所は、緊密な連携を図り、利用者のニーズに即したサービス等利用計画を作成すべきではないか。

○　自立生活援助事業所と他のサービスを行う事業所は、利用者の状況等について連絡調整（情報共有、情報提供）を行う必要があるのではないか。

P24　他のサービスとの関係（イメージ①）参考　図略

P25　他のサービスとの関係（イメージ②）参考　図略

P26　他のサービスとの関係（イメージ③）参考　図略

P27

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第10回（H29.9.22）

資料1（抜粋）

居宅訪問型児童発達支援に係る

報酬・基準について

≪論点等≫

P28

第80回部会資料

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

○　障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。

○　このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

○　重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

○　障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

　　【具体的な支援内容の例】

　　・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動

　　・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

図略

P29

第85回部会資料

居宅訪問型児童発達支援の創設についての検討事項

概要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

⑤　この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

（対象者について）　　Ａ（法定事項）又はＢ（省令事項）　かつ　Ｃ（法定事項）

Ａ　重度の障害の状態（法定事項）

Ｂ　（a）　人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 =　医療的ケア児

 　（b）　重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

Ｃ　児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児（法定事項）

※重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定（身体障害者手帳１・２級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳１級相当）を基本とする予定。

具体的内容②

（サービスの内容について）

　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

P30

居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準に係る論点

居宅訪問型児童発達支援に係る論点

論点１　サービスの対象者像

　論点２　支援内容

　論点３　職員配置等

　論点４　基本報酬、加算

P31

【論点１】　サービスの対象者像

○　重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して発達支援の提供を行う支援であることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。

○　重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合を対象としてはどうか。

○　単なる見守りなど障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用を必須とすべきではないか。

【論点２】　支援内容

○　居宅訪問型児童発達支援の支援内容をどのように考えるか。

○　児童発達支援や放課後等デイサービスと同様に、障害特性に応じた障害児の成長を促すための個別支援を行うとともに、将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援、それらに付随する家族支援（相談援助）を行うこととしてはどうか。

P32

【論点３】　職員配置等

○　適切な支援の提供及び質の担保を図る観点から、居宅訪問型児童発達支援事業所の職員配置をどのように考えるか。

○　重度の障害児を支援することが想定されていることから、有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置すべきではないか。

○　その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様としてはどうか。

【論点４】　基本報酬、加算

○　居宅訪問型児童発達支援で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。

○　居宅訪問型児童発達支援の基本報酬は、訪問先において発達支援を提供する保育所等訪問支援を参考としてはどうか。

○　また、専門性の高い人員配置を評価するため、保育所等訪問支援同様、訪問支援員特別加算を設けてはどうか。

○　通所施設への移行支援（引継業務等）を評価することを検討してはどうか。

P33

居宅訪問型児童発達支援の対象者イメージについて

参考

対象者（法令）

法律：重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、

　　　児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な

　　　もの

省令（案）：（a）　人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

　　　　　　　　　=　医療的ケア児

 　 　　　　　（b）　重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

対象者（イメージ）

図略